

新型コロナウイルスにより家計が急変した学生等の
授業料減免に関する特例奨学金規程

(目的)

第1条 この規程は、新型コロナウイルス感染症が家計に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、家計が困窮し修学を継続することが困難な学生に対し、その経済的負担を軽減するため、授業料の減免に関する令和3年度の特例措置（新型コロナウイルス特例奨学金。以下「特例奨学金」という。）について定めることを目的とする。

(対象校)

第2条 特例奨学金の対象校は、別府大学、別府大学大学院、別府大学短期大学部、別府大学附属看護専門学校（以下「本学」という。）とする。

(対象者及び選考基準)

第3条 特例奨学金は、原則として新型コロナウイルスの影響で主たる家計支持者の所得が大幅に減少した結果、その属する世帯の総所得金額が550万円以下となる見込みの、経済的に修学の継続が困難な学生を対象とする。ただし、既に本学から別の授業料減免支援を受けている学生は対象から除く。

(授業料の減免額)

第4条 特例奨学金による授業料の減免額は、授業料の年額の4分の1に相当する額とする。

(申請手続)

第5条 特例奨学金の採用を希望する学生は、次の各号に定める書類を提出するものとする。

- ① 特例奨学金申請書【様式】
 - ② 新型コロナウイルスの影響で家計支持者の所得が大幅に減少した後の所得を証明する書類（給与明細等。減少後の月単位のもので可）
 - ③ 上記①によって所得が大幅に減少した結果、令和3年の世帯の総所得金額が550万円以下となる見込みであること、そのため経済的に修学を継続することが困難となっていること等を申告する事情説明書（保護者の自筆のもので可）
- 2 前項の申請書等の提出先及び相談窓口は、大学、大学院、短大は大学事務局学生課に、附属看護専門学校は同事務室とする。

(奨学生の選考・決定)

第6条 特例奨学金の奨学生は、大学、大学院、短大、看護専門学校にそれぞれ設置す

る次の各号の委員で構成される奨学生選考委員会において選考し、定例役員会の議を経て、理事長が決定する。

- (1) 大学及び大学院の奨学生選考委員会は、学長、大学事務局長及び学長の指名する教職員をもって組織する。
- (2) 短大の奨学生選考委員会は、学長、大学事務局長及び学長の指名する教職員をもって組織する。
- (3) 附属看護専門学校の奨学生選考委員会は、校長、教務主任及び校長の指名する教職員をもって組織する。

(資格の喪失)

第7条 特例奨学生は、次の各号の一に該当する場合は、奨学生の資格を失う。

- (1) 申請書及び提出書類の記載内容に虚偽があった場合
- (2) 家計が基準に満たさない状態になった場合
- (3) 懲戒処分を受けるなど奨学生として不適格な行為を行った場合

2 前項第2号に該当する状態になった場合、奨学生は本学に速やかに申告するものとする。

(事務)

第8条 この特例奨学金の事務は、法人事務局総務課及び経理課、大学事務局学生課協力して処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、本特例奨学金に関して必要な事項は定例役員会において定める。

附 則

1. この規程は、令和2年5月15日から施行する。
2. この規程は、令和3年4月12日から施行する。